

第2セッション

アメリカにおけるクレーム・エージェント(Claims Agent)

法務法人(有)ユルチョン 弁護士 キム・シネ

I. はじめに

アメリカでは、いわゆる「大規模事件(mega case)」と呼ばれる連邦破産法第11章の
手続¹の事件²などの主要事件には「クレーム・エージェント(Claims Agent)」を選任
している。

アメリカでは、94個の連邦破産裁判所があるが、すべての裁判所がローカル・ル
ール(Local Rules)³においてクレーム・エージェントに関する内容を定めているわけ
ではない。しかし、規定がある場合、債権者および利害関係人の数200~500名を基準
に、それ以上の事件においてはクレーム・エージェントの選任を義務化している⁴。

¹ アメリカの倒産手続を規律する法律がアメリカ連邦破産法(U.S. Code: Title 11 Bankruptcy)であり、
その中で第11章において、韓国法上の回生手続と類似の構造調整(Chapter 11 Reorganization)に関す
る規定が定められている。アメリカではこの手続を「第11章手続」と呼んでいる。

² アメリカ裁判所行政室(Administrative Office of the United States Courts)によると、実務上「(i)債権者
が1000名以上であり、(ii)資産が米ドル1億以上であり、(iii)裁判所が進行項目の記入から進行を確
認したところ進行が活発であり、(iv)期日に出席する弁護士の数が多いだけでなく、(v)地域ま
たは全国的関心が集中する極めて規模の大きい事件」を大規模事件と呼ぶ(司法政策および司法
手続に関する指針—Guide to Judiciary Policies and Procedures, 19.01条参考)。アメリカ個別の裁判所
において大規模事件のため別途の規則を制定する際に、「大規模の(‘mega’もしくは‘large’)」ま
たは“複雑な(complex)”事件に関する定義を他に採択する場合もある。

³ アメリカでは、アメリカ内の94個の連邦破産裁判所の手続に共通して適用される「破産手続に関
する連邦規則(Federal Rules of Bankruptcy Procedure)」以外にも、各地方の連邦破産裁判所におい
て当該裁判所にも適用されるローカル・ルール(Local Rules)も制定している。

⁴ デラウェア地区破産裁判所では債権者又は利害関係人の数が200名を超える場合 (http://www.deb.uscourts.gov/court-info/local-rules-and-orders/local-rules?items_per_page=All)、ニューヨーク南部地区破
産裁判所では債権者および持分権者の数の合計が250以上である場合(<http://www.nysb.uscourts.gov/sites/default/files/LocalRules2017.pdf>)にクレーム・エージェントを必ず選任すると定めている。そ
の他にもシカゴを含むイリノイ北部地区破産裁判所の場合債権者数が500名を超える場合クレ
ーム・エージェントを二つ選任することを要求している(https://www.ilnb.uscourts.gov/sites/default/files/local_rules/Local-Rules-4-16-2018.pdf)。インディアナ南部地区破産裁判所の場合債権者目録の債権者
が300名を超える場合Noticing Agent, Claims AgentおよびBalloting Agentを全部選任することを
要求している(<http://www.insb.uscourts.gov/content/b-1007-2-noticing-balloting-and-claims-agents>)。ネバ
ダ地区破産裁判所は債権者が1000名以上である場合Claims, Noticing and Balloting Agentを選
任することを要求している(<https://www.nvb.uscourts.gov/downloads/cm-ecf/guidelines-claims-agent.pdf>)。

クレームズ・エージェントの本来の業務は、裁判所事務官(clerk of the court)が行う業務を代行するものであり、送達(noticing agent)業務と債権届出の受付および債権目録の管理(Claims Agent)の業務を含む。しかし、最近のアメリカにおいて具体的な事件でクレーム・エージェントが実際に担当する業務を見てみると、(計画案に対する)投票関連(balloting agent)業務や破産手続開始の申立書および裁判所に提出する各種の報告書等に添付される別紙目録の作成業務、事件の管理(administration)業務の全般について助言をする業務、確定された計画案に従って債務者の財産を配当する業務等も含まれる場合がある。

以下においては、アメリカのクレーム・エージェントの制度を概観し、韓国の倒産実務において適用できる点があるか簡単に考察する。

II. アメリカのクレーム・エージェント制度の意義と法的根拠

1. 制度の意義

クレーム・エージェント制度の始まりに関しては、異見もありうるが、1980年代初めの異例の大規模破産事件であるイテル・コーポレーション(Intel Corporation)事件まで遡る。当時の裁判所には、数千件に上る債権届出の受付ができる程の力量がなかったため、債務者は大量の債権届出の受付および処理のために自ら電算システムを構築した。その後、ニューヨーク南部地区倒産裁判所の事務官室がイースタン・エアライン(Eastern Airline)事件を契機にそのような慣行を中止させるまでは、大規模破産事件では債務者が債権届出を受付、管理してきた⁵。

1984年にアメリカの連邦法が改正されることでクレーム・エージェントを選任できる制度的根拠が設けられた。ニューヨーク南部地区破産裁判所が初めて外部の業者に債権届出の受付を委託して以来、アメリカにおいてこの制度は、規模が大きい破産事件の場合、連邦破産手続の公正性および透明性の向上、効率的で迅速な手続運営等のために活用されている。

実際に大規模な破産事件の場合、裁判所が全ての送達の対象を管理し、必要に応じて書類を送達する業務を行うことは容易ではない。クレーム・エージェントの場合、送達対象目録の作成の段階から送達に関する全ての業務を電算化、自動化させ管理するので裁判所より少ない費用で迅速に送達業務を遂行することができる⁶。同じく

⁵ Louis A. Recano & Scott Y. Stuart, Lack of Transparency Challenges Claims Agent Sector, American Bankruptcy Institute Journal (February, 2009).

⁶ 例えば、アメリカのクレームズ・エージェント事業者の一つであるEpiq Bankruptcy Solutions, LLC (以下'Epiq')は、ホームページで会社が遂行する通知業務について次のように説明している: "We deliver flawless, high-volume noticing under the tightest deadlines, anywhere in the world, for restructuring and Chapter 11 bankruptcy matters of any size or scale. Expert-driven planning and execution: Our team of noticing professionals, lawyers and financial advisors is ready to meet all your noticing needs at a moment's notice. Our deep expertise, together with decades of experience w

債権届出業務の場合も各クレーム・エージェントは固有のバーコードやQRコードなどが表記されている債権届出様式を案内書とともに対象者に発送して、債権届出を電子的に受け付け、自動で債権者目録を作成するなど、すべての手続を電算化して処理するので裁判所より効率的に業務を遂行でき、債務者会社が処理する場合より手続が正確で公正に行われるというメリットがある⁷。

2. 法的根拠

クレームズ・エージェントを選任する根拠は司法府および司法手続に関するアメリカ連邦法{Title 28(Judiciary and Judicial Procedure) of the United States Code}第156条(c)項に定められている。その内容は以下のようである:

(c)すべての裁判所はアメリカ連邦破産法(title 11, United States Code)の定めによって提起された事件の告知、事件進行の状況、日程および他の行政に関する情報を当事者に提供するにあたって裁判所の内部又は外部の施設もしくはサービスを活用でき、それによる費用はアメリカ(の国庫)に請求されず債務者の財産から支払われる。このような施設もしくはサービスの活用は各巡回裁判所の委員会が提示する条件および制限の適用を受ける。

Any court may utilize facilities or services, either on or off the court's premises, which pertain to the provision of notices, dockets, calendars, and other administrative information to parties in cases filed under the provisions of title 11, United States Code, where the costs of such facilities or services are paid for out of the assets of the estate and are not charged to the United States. The utilization of such facilities or services shall be subject to such conditions and limitations as the pertinent circuit council may prescribe.

上記で述べたように、この条項は1984年の法改正によって追加された。以降クレ

orking on demanding, high-stakes matters, enable us to consistently deliver superior, cost-effective service and execution.” (<https://www.epiqglobal.com/en-us/experience/restructuring-bankruptcy/corporate-restructuring-chapter-11/services/noticing> 参考)

⁷ 例えばアメリカクレームズ・エージェント事業者であるJND Legal Administrationはパンフレットに “We are the first and only claims and noticing agent capable of handling all noticing and claims management functions completely electronically. Counsel and Court willing, we have the ability to administer an entire case without printing a single sheet of paper.”と広告している。また、前掲注6)のEpiqはホームページで自らの業務能力について次のように広告している(<https://www.epiqglobal.com/en-us/experience/restructuring-bankruptcy/corporate-restructuring-chapter-11/services/claims-management>参考):

- Rigorous internal controls ensure the integrity and accuracy of your data at all times, as well as process efficiency and added cost savings.
- We manage all claims docketing, claims register maintenance and noticing, and provide you with 24/7 web access to all relevant filed and scheduled claim information and case data.
- Your claim forms are customized to your case requirements, significantly reducing the time and cost of unnecessary claims filing.

ム・エージェント制度はアメリカにおいても大規模破産事件が多いニューヨーク南部地方破産裁判所を中心に活性化され、2018.7.の現在の時点で当該裁判所に登録されているクレーム・エージェントの数は13個程度で⁸、総71件の大規模破産事件のうち約54件において様々なクレームズ・エージェントが選任され活用されている⁹。

III.アメリカにおけるクレーム・エージェントの業務の範囲および活用例

1.裁判所事務官の業務の代行の場合(伝統的なクレームズ・エージェントの業務):

クレーム・エージェント制度が立法化される当時に予想されていたクレーム・エージェントの業務は、大規模事件において手続に関する告知と債権届出の受付のように、裁判所事務官の行政的な業務に代わるものであり、この業務は今日もクレーム・エージェントの主な業務の一つとして残っている¹⁰。

特にクレーム・エージェントが破産手続開始申立書を作成する段階から関与する場合、クレーム・エージェントは裁判所に提出する利害関係人の目録を作成し、通知の対象者を取り出して住所の記載にミスや重複等がないかを電磁的に把握し、迅速で正確な通知が行われるようにしている。

また、債権届出においても直接債権届出書を受け付ける一方、専用のウェブページからも債権届出に必要な内容をその場で作成して提出することができるフォーム提供して債権届出が期間内で迅速に行われるように便宜をはかっている。

<クレーム・エージェント事業者の債権届出のウェブページウェブサイト上で債権届出書のフォームを直接作成して提出することが可能になっている>

⁸ <http://www.nysb.uscourts.gov/claims-agents>参考

⁹ <http://www.nysb.uscourts.gov/megaCases>参考

¹⁰ 一方、クレーム・エージェントの業務範囲が拡大されるにつれて規制の必要性も高くなったので、ニューヨーク南部地区裁判所はクレーム・エージェントの選任のためのプロトコール {Protocol for the Employment of Claims and Noticing Agents under 28 U.S.C. §156(c)}を制定した。本来の法規定が予定している業務の範囲を超える業務をクレーム・エージェントが遂行するには裁判所から別途の許可を得なければならないと規定している。“An application seeking to retain a claims and noticing agent under 28 U.S.C. § 156(c) ["Section 156(c) Application"] should be limited in scope to those duties that would be performed by a Clerk of Court with respect to providing notice and processing claims (such as maintaining a claims register). The Section 156(c) Application should exclude those duties that would not be performed by a Clerk of Court, for example, duties involving the preparation of schedules, acting as balloting and tabulation agent, or distributing assets pursuant to a confirmed plan of reorganization; such services should be the subject of a separate application to and order of the Court.”

HOME COURT DOCKET [SUBMIT A PROOF OF CLAIM](#)

ABT MOLECULAR IMAGING, INC. Case Administration Website

Submit a Proof of Claim

Important Dates

General Bar Date	August 17, 2018 at 5:00 p.m. (Eastern Time)
Governmental Bar Dates	December 10, 2018 at 5:00 p.m. (Eastern Time)

Notices

Notice of Entry of Order Establishing Bar Dates for Filing Proofs of Claim	Docket No. 121
--	--------------------------------

On July 13, 2018, the Bankruptcy Court established the date(s) and deadline to file general and governmental Proofs of Claim (Docket No. 99). To submit a Proof of Claim electronically, please access the Online Claims Filing Portal through the link below and follow the instructions:

[Submit an Electronic Proof of Claim](#)

クレーム・エージェントは債権者の債権届出の受付のみではなく、債権目録を作成し受け付けした債権届出書を目録に反映する業務も一緒に遂行することが一般的である。したがって、債権者およびその他の利害関係人はクレーム・エージェントが提供するウェブサイトを利用して各債権者が提出した債権届出書と添付書類をすべて閲覧することができる。

<債権目録の例ー各債権者が提出した債権届出書と添付書類もすべて閲覧できるようになっている>

Active Cases KCC Precedent Client Login

KCC

Case Home

Submit an Inquiry

Proof Of Claim Form

Submit Electronic Proof of Claim (ePOC)

Adversary Case Proceedings

Claim/Creditor Search

Claims Register

Court Documents

Email Pleading Notifications

First Day Motions and Orders

Notice Lists

Westinghouse Electric Company LLC, et al.

Case Number: 17-10751

Name Items per Page 20 50 100 [View More](#)

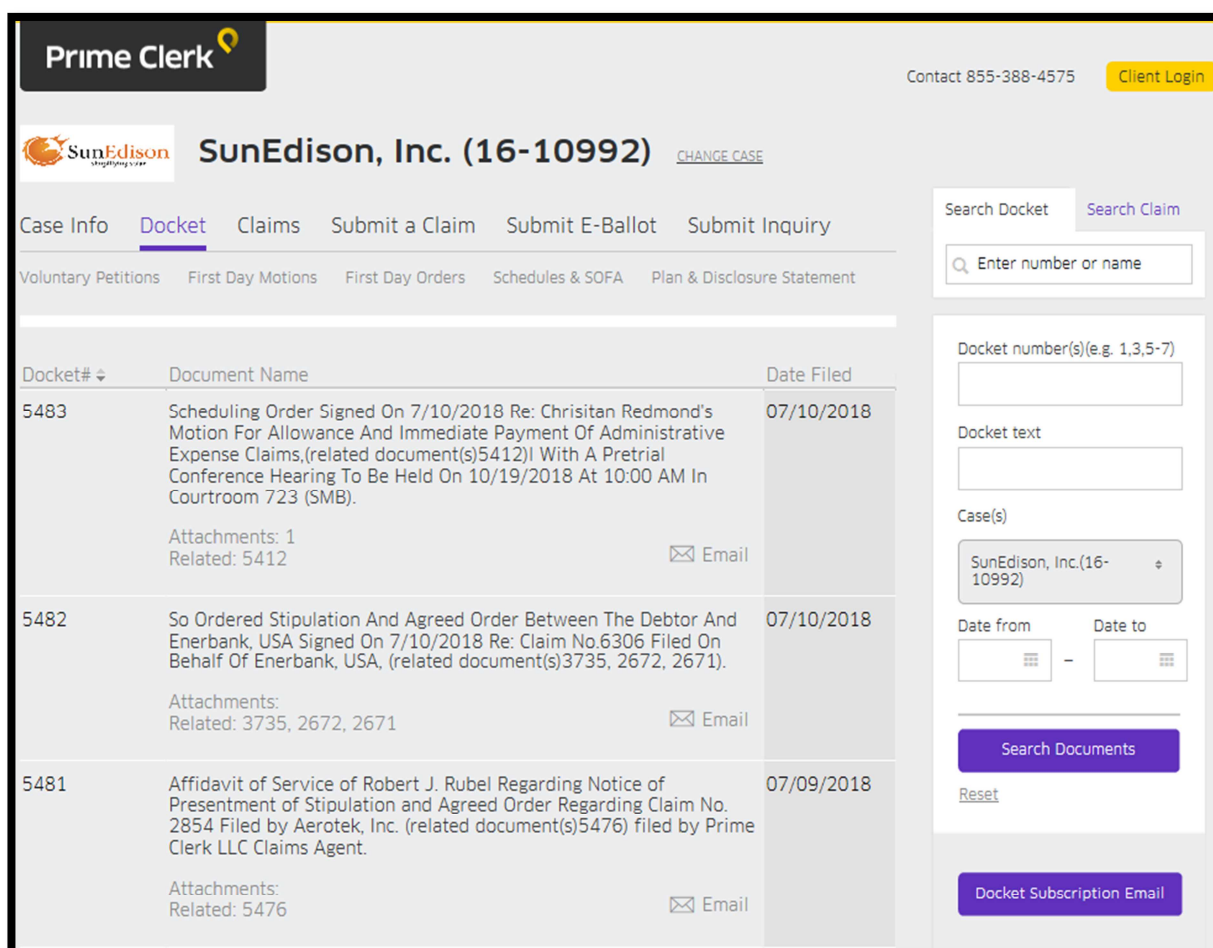
Claim Number: 454 Claim Amount: EXPUNGED Name: 100 First Avenue	Date Filed: 5/8/2017 Nature: General Unsecured Debtor Name: Westinghouse Electric Company LLC A/R: A/R Date:	Download PDF Debtor Number: 17-10751 Basis for Objection: Amended and Superseded Claims Objection Resolved?: Y
Claim Number: 957 Claim Amount: \$1,862.90 Name: 2,90 SIGN SYSTEMS	Date Filed: 7/12/2017 Nature: General Unsecured Debtor Name: Westinghouse Electric Company LLC A/R: A/R Date:	Download PDF Debtor Number: 17-10751 Basis for Objection: Objection Resolved?:
Claim Number: 972 Claim Amount: \$745.00 Name: 2-WAY COMMUNICATIONS SERVICE INC	Date Filed: 7/13/2017 Nature: General Unsecured Debtor Name: Westinghouse Electric Company LLC	Download PDF Debtor Number: 17-10751 Basis for Objection:

その他にも、クレーム・エージェントは進行中の破産事件に関するホームページを

別途提供し、基本的な情報と訴訟記録、そして関連事件に関する記録も無料で閲覧およびダウンロードができるようにしている。

なお、アメリカにはPACER(Public Access to Court Electronic Records)という電子システムがあり、利害関係人ではない場合でも当サイトに加入すると一定の手数料を納付して破産事件はもちろん、アメリカの裁判所において係属中のほとんどの事件の電子記録の閲覧ができるようになっている。それでも、大規模破産事件等の場合、クレーム・エージェントが提供するウェブサイトを利用してより簡単にアメリカ破産手続に関する情報を得られるようにすることで、第11章手続の透明性を向上させ利害関係人の便宜をはかっている。

<クレーム・エージェントが提出する事件のホームページの例—事件についての概要のほかに、事件記録、債権届出の機能、投票機能、質疑および答弁等の機能を提供しており、関連事件に関する記録も自由に閲覧できる>



Prime Clerk Contact 855-388-4575 Client Login

SunEdison, Inc. (16-10992) [CHANGE CASE](#)

Case Info **Docket** Claims Submit a Claim Submit E-Ballot Submit Inquiry

Voluntary Petitions First Day Motions First Day Orders Schedules & SOFA Plan & Disclosure Statement

Docket#	Document Name	Date Filed
5483	Scheduling Order Signed On 7/10/2018 Re: Chrisitan Redmond's Motion For Allowance And Immediate Payment Of Administrative Expense Claims,(related document(s)5412)I With A Pretrial Conference Hearing To Be Held On 10/19/2018 At 10:00 AM In Courtroom 723 (SMB). Attachments: 1 Related: 5412 Email	07/10/2018
5482	So Ordered Stipulation And Agreed Order Between The Debtor And Enerbank, USA Signed On 7/10/2018 Re: Claim No.6306 Filed On Behalf Of Enerbank, USA, (related document(s)3735, 2672, 2671). Attachments: Related: 3735, 2672, 2671 Email	07/10/2018
5481	Affidavit of Service of Robert J. Rubel Regarding Notice of Presentment of Stipulation and Agreed Order Regarding Claim No. 2854 Filed by Aerotek, Inc. (related document(s)5476) filed by Prime Clerk LLC Claims Agent. Attachments: Related: 5476 Email	07/09/2018

Search Docket Search Claim

Enter number or name

Docket number(s)(e.g. 1,3,5-7)

Docket text

Case(s)
SunEdison, Inc.(16-10992)

Date from - Date to

Search Documents

Reset

Docket Subscription Email

Prime Clerk

Contact 855-388-4575 Client Login

SunEdison SunEdison, Inc. (16-10992) CHANGE CASE

Case Info Docket Claims Submit a Claim Submit E-Ballot Submit Inquiry

Case Background Important Information & Dates Parties Debtors

Search Docket Search Claim

Enter number or name

Case Background

On April 21, 2016, SunEdison, Inc. and 25 affiliated debtors (collectively, the "Debtors") each filed a voluntary petition for relief under Chapter 11 of the United States Bankruptcy Code in the United States Bankruptcy Court for the Southern District of New York. The Debtors' cases are pending before the Honorable Stuart M. Bernstein and are jointly administered under Case No. 16-10992. Additional affiliates have subsequently filed voluntary petitions for relief under Chapter 11 of the United States Bankruptcy Code. Click on the "Debtors" section at the bottom of this page to view the full list of Debtor entities, case numbers and petition dates.

Important Information & Dates

Plan & Disclosure Statement

On March 28, 2017, the Debtors filed their Plan of Reorganization and the Disclosure Statement related thereto. The hearing to consider the Disclosure Statement for the Joint Plan of Reorganization was held on June 12, 2017 at 2:00 p.m. On June 13, 2017, the Bankruptcy Court entered an order approving the Disclosure Statement. The hearing to consider confirmation of the

[Voluntary Petitions](#)
[First Day Motions](#)
[First Day Orders](#)
[Chapter 11 Press Release](#)
[Syndication Documents](#)
[Tranche B Roll-Up Notice and Instructions](#)
[Schedules & SOFA](#)
[Disclosure Statement Hearing Notice](#)
[Confirmation Hearing Notice](#)
[Plan & Disclosure Statement](#)
[Rights Offering](#)
[Case Management Procedures](#)
[Solicitation Materials](#)
[Adversary Case 16-01228 Official Committee of Unsecured Creditors v. Wells Fargo Bank, N.A.](#)
[Adversary Case 16-01257 Official Committee of Unsecured Creditors v. Juan M. Beltran, et al](#)
[Adversary Case No. 17-01057 SMP Ltd. v. SunEdison, Inc.](#)
[Adversary Case No. 17-01069 Avkem International, LLC v. MEMC Pasadena, Inc.](#)
[Notice of Noteholder Distributions](#)
[Core/2002 Service List](#)

2. 裁判所事務官の業務範囲を超えてクレーム・エージェントが第11章手続に関与する場合:

裁判所事務官の業務範囲を超える場合、クレームズ・エージェントを選任できる根拠規定は、司法府および司法手続に関するアメリカ連邦法第156条の(c)項ではなく、アメリカ連邦破産手続法第327条であると解され、裁判所に別途の許可を申請する必要がある。つまり、クレームズ・エージェントが次のような付加的なサービスを提供する場合、別途裁判所の許可が必要になる。

ー破産手続開始申立前の相談業務(Pre-petition consultation)

ーメディアへの広報(Media campaign)

ーアメリカ連邦破産法および破産手続に関する規則に従って債務者又はその管財人が提出すべき財務諸表および財務情報と別紙表[Statement of financial affairs {SOFA and related financial information filed by the Debtor pursuant to Bankruptcy Code SS 521 and Bankruptcy Rule 1007(b)} and schedules preparation (アメリカ破産手続で提出する各種目録については<https://www.thebalance.com/basics-of-the-bankruptcy-schedules-316222>参考)]の作成

ーデータベースおよびコンテンツ管理業務(Database and content management)

－[計画案に対する]投票および開票業務(Balloting and tabulation)

－財産の配当{Disbursements(アメリカ破産手続においての計画による返済および財産配当について<https://www.abi.org/abi-journal/everything-your-disbursing-agent-wants-you-to-know-beyond-how-much-and-when-some>参考)}に関する業務

IV.アメリカにおけるクレーム・エージェントの選任手続

クレーム・エージェントは、上記で述べた業務を含めて、破産手続に関する様々なサービスを提供する法人として、クレーム・エージェントが活動しようとする地域を管轄する連邦破産裁判所に申請し、事前に登録しなければならない。当該連邦破産裁判所に破産手続開始の申立てをする債務者は、規模が大きい事件では義務的に裁判所の許可を得てクレームズ・エージェントを選任すべき場合もあり、大規模事件でなくても債務者の必要によって裁判所の許可を得てクレーム・エージェントを選任することができる場合もある。

一方、クレーム・エージェントの独立性および選任手続の透明性の向上のために、ニューヨーク南部地区裁判所を含む一部の破産裁判所はクレーム・エージェント選任手続に関する指針(Protocol for the Employment of Claims and Noticing Agents under 28 U.S.C. §156(c))を採択して施行している。この指針によると、アメリカ連邦破産法第7章、第11章、または第15章手続においてクレーム・エージェントを選任しようとする債務者または管財人は裁判所が承認した事業者のうち3ヶ所以上の事業者から提案書を受け、競争入札手続を通じてクレーム・エージェントを選抜しなければならない。

クレーム・エージェントの選任許可のための申請書には、裁判所許可書の草案、クレーム・エージェントと債務者が署名した選任契約書の写本およびクレーム・エージェントの陳述書を添付しなければならない。連邦司法手続法第156条の範囲を超える業務をクレーム・エージェントに任せる場合は実務上別途に許可申請書を提出する必要があり、実際には上記の2つの申請書を同時に提出するケースが多いのである。

V. 示唆点

アメリカにおいてクレーム・エージェント制度は、利害関係人が多数である破産事件において、事件に必要な通知して債権届出の受付をする事務を、裁判所の制限された人員と技術資源で補うことが難しかったので始まったのである。しかし、このような業務を債務者から第3者である外部の事業者に移管させることになったのは破産手続の進行において利害関係人すべてに同一の情報を提供し、透明で公正な手続運営を確保するためであった。

韓国では2016年に、韓進(ハンジン)海運に対する回生手続が開始された。海運会社という債務者事業の性質上当該手続は海外債権者および関連する海外事件が多い手

続であった。当時海外債権者を代理した海外の法律事務所と関連事件を担当した海外裁判所の話を聞いてみると「手続の進行が透明に行われていない」という不満が多かった。もちろんここには、すべての手続が韓国語で進行され、関連書類もハングルで作成されていたことにより、海外債権者が英語で確認できたのは債権届出の案内文程度であったという言語的限界があった。しかしそれ以外にも韓国の電子訴訟制度は、利害関係人が閲覧申請をして裁判所の許可を得なければ事件の訴訟記録が閲覧できないので、進行中の手続について海外の利害関係人はリアルタイムでその内容を確認することが難しいという問題もあった。

反面、アメリカのクレームズ・エージェントはPACERを利用しなくても進行中の事件の書類をすべて閲覧することができ、必要な場合外国語でも情報を提供しているので、これと類似の制度を国内に導入する場合、ハングルのみで提供されている韓国の裁判所電子サイトを画期的に補うことができると考える。また、ウェブサイトを通じて電子的な債権届出の受けおよび回生計画案に対する電子的な投票を行うことができれば海外債権者の手続参加が大きく改善され実質的な参加率の向上も期待される。

ただ、アメリカのようなクレーム・エージェントの制度を導入するためには関連法律の制定・改正が必要であるので、以下ではクレームズ・エージェントの様々な業務を現在法の中で活用できるようにするための方策などについて個別的に検討する。

1.通知業務

韓国の電子訴訟でもすべての書類の送達は電子的に行われ、同時に登録した携帯のメールで発送することも可能である。

しかし、電子訴訟に同意していないか使用登録をしていない当事者の場合、電子的送達ないし通達を受けることが難しい。海外債権者の場合は使用登録自体が難しく、電子訴訟のホームページを含めすべての記録がハングルで作成されているという限界がある。

クレーム・エージェントの場合、英語以外にも必要な場合第3の言語でもサービスできるようになっており、登録をしなくても誰でも主要書類および事件に関する情報を自由に閲覧できるようになっている。また、新しい書類が提出される場合誰でもEメールで通知を受けることができ、主要なスケジュールは個人のカレンダーにコピーできるようにすることで、接近性を強化している。

2.債権届出の受付、保管および債権者目録の管理業務

韓国でも電子訴訟が活発になるにつれて紙による債権届出は減っている。そして電子的に提出された書類をもとに債権目録を自動で作成し債権者がいつでも債権者目録を電子的に閲覧できるようにするなど、事実上裁判所がクレーム・エージェントと類似の機能を遂行している。また、債権届出書など、債権者およびその他の利害関係人の書類提出に関しても、裁判所の電子訴訟サイトにおいて提供している電子フォームに直接債権届出の内容を記載する方法で届出書を提出することができるよ

うに支援している。ただ、この場合にも電子訴訟への同意、使用登録が必要であり、外国語の支援ができないという限界がある。

3. 手続上の主要書類の閲覧・謄写

韓国では、電子訴訟サイトを利用して電子訴訟に同意し使用登録をすると、利害関係人に限り事件記録を閲覧することが可能であるが、一般に事件記録は公開されていない。この点を補完するためにソウル回生裁判所では主要回生事件に関して事件の概要と主要スケジュールおよび書類をインターネットのブログに掲載し、ダウンロードができるようにしている。

ただ、ソウル回生法院に申立てられた事件の中でも主要な事件が対象であり、制限された書類のみを閲覧およびダウンロードができる。全体の事件進行については別途、事件検索をする必要がある。また、関連事件に対する情報は提供されないという点から見ると情報公開としては制限されている面がある。

<ソウル回生裁判所のブログに掲載されている回生事件情報の例>

2018회합100103 버드우드 회생사건 안내

1월 주요 회생사건 안내 2018. 7. 25. 11:02 URL 복사 -이웃추가

업데이트 : 2018. 7. 27. 18:00

사건번호 2018회합100103
신청인(채권자) 일광레저개발 주식회사
채무자 주식회사 버드우드

(주)버드우드 회생절차 개요

- 주식회사 버드우드(이하 '채무자 회사')는 천안시 동남구 병천면 대성2길 103에서 회원제 골프장인 '버드우드 골프클럽'을 운영하는 회사임
- 채무자 회사는 2008년경부터 지속적으로 회원들로부터 입회금 반환청구를 받으면서 자금이 부족해지고, 세금 체납 등으로 계좌가 가압류 되는 등 재무상태가 악화되어 정상적인 영업활동이 어렵게 됨
- 신청인(채권자) 일광레저개발 주식회사는 채무자 회사에 대하여 회생절차 개시를 신청하면서 이 사건 회생절차 개시 전에 부채 2분의 1 이상의 채권자의 동의를 얻어 사전계획안을 제출함
- 사전계획안은 골프장 회원들에 대한 입회보증금 등 채무를 변제하고 이 사건 골프장을 현재의 회원제 골프장에서 대중제 골프장으로 전환하여 경영을 정상화하는 내용을 담고 있음

회생절차 일정

- 회생절차 개시신청 2018. 5. 24.
- 신청인심문 2018. 5. 31.
- 보전처분/프탈적금지명령 2018. 5. 31.
- 대표자심문 2018. 6. 5.
- 회생절차협의회 개최 2018. 6. 11.
- 제1차 관재인설명회(서울) 2018. 7. 5.
- 제2차 관재인설명회(천안) 2018. 7. 10.
- 사건실사보고서 및 사전계획안 제출 2018. 7. 17.
- 회생절차 개시결정 2018. 7. 27. 14:00
- 회생채권/회생담보권 신고기간 2018. 7. 27. ~ 2018. 8. 13.
- 회생채권/회생담보권 조사기간 2018. 8. 14. ~ 2018. 8. 22.
- 채무자 제출 조사보고서, 사전계획안에 대한 의견제시기간 2018. 8. 22.까지
- 조사위원 조사보고서 제출기간 2018. 10. 5.까지
- 회생계획안 제출기간 2018. 8. 31.까지
- 회생계획안의 심리 및 결의를 위한 관재인집회 2018. 10. 12. 14:00 서울법원중앙청사 3별관(서울회생법원) 제1호 법정

주요문건 및 결정문(다운로드 가능)

4. 専用ウェブサイトの運営/ホットラインの運営

韓国の場合、債務者が持っている既存のホームページに回生専用の掲示板を作って運営するか、回生事件の担当者を別に置いて債権者等の利害関係人の質疑があれば応答する場合がある。しかし、このような業務を第3者に委託するケースは聞かない。

上記でも述べたように、アメリカのクレーム・エージェントのように、専用のウェブサイトを経営しながら事件に関する情報とすべての訴訟記録を閲覧、ダウンロードさせることが、事件の進行を透明にさせる。また、すべての利害関係人に必要な情報を適時に提供することが最も望ましい。しかし、現実的に考えて、第3者に委託する場合に発生する費用を考慮すると、十分に規模が大きい事件や海外の債権者が多い事件などに限定して運営する必要性はある。

5.回生計画案に対する投票

アメリカの場合、計画案に対する投票は期限を決めて書面で提出して、その結果を確認後、裁判所で計画認可のための審理期日が開かれる。大規模の事件の場合、投票のために投票用紙を送達するか、オンライン投票ができるようにして、その結果を集計する業務をクレーム・エージェントに担当させる。しかし韓国の場合、関係人集会の現場において参加者を確認して、計画案に対する可否を聞くことが一般的であるので、これに関してはクレーム・エージェントの実質的な役割を期待することは難しいかもしれない。ただ、韓国の場合でも回生事件において書面決議を行うことは可能であるので、長期的に裁判所の負担を減らして手続の透明性および公正性を向上するために独立した第3者の活用を考慮することもできると考える

6.各種の表(目録)の作成

アメリカと韓国の手続は、両方とも、債務者の管財人に財産目録、債権者目録などの各種目録作成の義務があり、債務者の財務状況に関する定期的な報告義務もあるが、アメリカの場合、このような業務を経験と専門性を備えたクレーム・エージェントに委任することで、迅速で効率的に必要な情報を収集し整理することができる。管財人、管財人の代理人、または債務者の職員が必要な場合会計士等の助けを受けて右のような業務を遂行している韓国において別途クレーム・エージェントを選任することの効率が費用と対比してどれほどのものであるかは判断が難しいところではあるが、このような業務を自動で遂行できる対策を開発して活用するなら費用に対して相当な効率を期待できると考える。

7.財産の配当/回生計画案による返済

回生計画案に従って返済が行われる場合、関連業務は事実上債務者の職員が行うことが多い。しかし、債権者が多く、現金返済とDESが同時に行われる場合、返済手続も複雑になる。また、限定された財源で多数の利害関係人に配当が行われる場合、紛争が起こるおそれも大きくなる。アメリカのクレーム・エージェントは、各手続において蓄積された経験とノウハウをもって、返済時ごとに正確な返済が行われるように債務者に代わって業務を遂行する。

回生計画案による返済が複雑で、返済対象である債権者の数が多く、債務者が自ら

関連業務を履行することが難しい場合、または利害関係が鋭く対立して独立した第3者が業務を処理することが望ましい場合は、韓国でも第3者に当該業務の遂行を依頼することは考えられる。しかし現実的な問題として、費用をかけて第3者にこのような業務を依頼する債務者の数がどれほどになるかは予測し難い面がある。

VI. 結論

仮に、韓国にクレーム・エージェントの制度が導入されるとすると、利害関係人が多数であり事件が複雑な大規模回生・破産事件はもちろん、その程度の規模ではない事件であっても費用対効果が大きいケースであれば、十分に活用されうると考える。特に回生・破産手続において利害関係当事者が持っている情報を均一にして、手続を透明、公正に運営するためには、事実上このような制度が大きく役立つ。しかし、現実的に導入のための法改正は容易ではなく、アメリカのように大規模事件が多くなければ、事業者の数も競争できるほど増えないという点から鑑みると、クレームズ・エージェントを活用した様々なソリューションからアイデアを得て韓国の事情を考慮し適用することも考えられる。

同じく、日本と中国の場合も、大規模事件における効率性および手続運営の透明性等を考慮して、各国の法制との比較によって必要な部分の導入を考えることも可能であると思われる。